

千葉市地域自立支援協議会地域部会、運営事務局会議及び専門部会運営要領

1 趣旨

この要領は、千葉市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第3条第3項に基づく地域部会、運営事務局会議（以下「運営会議」という。）及び第7条に基づく専門部会の運営に関し、必要な事項を定める。

2 協議事項

（1）地域部会及び運営会議（以下「地域部会等」という。）は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 相談支援に関すること
- イ 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること
- ウ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること
- エ 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- オ 地域の課題の対応に関すること
- カ 前号に掲げるもののほか必要な事項

（2）運営会議は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 地域部会、専門部会の進捗管理に関すること
- イ 協議会の運営補助に関すること

（3）専門部会は次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 医療的ケア児等支援部会
 - （ア）医療的ケア児等の支援に関する課題に関すること
 - （イ）医療的ケア児等の支援体制の構築に向けた検討・調整など
 - （ウ）前号に掲げるもののほか必要な事項
- イ 就労部会
 - （ア）障害者の就労支援に関する現状の把握と課題に関すること
 - （イ）就労支援関係事業所の意見交換の場の開催
 - （ウ）地域資源の確認
 - （エ）障害者の就労支援に関する支援体制の構築に向けた検討・調整
 - （オ）雇用と福祉の連携推進
 - （カ）前号に掲げるもののほか必要な事項

3 委員

（1）地域部会等の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。

（2）会長は、協議に必要と判断される場合には、協議会の委員の中から協議に必要な委員を地域部会等に参加させることができる。

4 座長

- (1) 地域部会等及び専門部会に座長をおき、会長の指名によってこれを定める。
- (2) 座長は、地域部会等及び専門部会の事務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 座長が地域部会等及び専門部会を招集し、議長となる。
- (2) 座長は、必要があるときは、地域部会等に地域部会等の委員以外の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
- (3) 地域部会等の開催は、原則として2か月に1回とするほか、必要に応じて随時開催できるものとする。
- (4) 専門部会は、必要に応じて随時開催するものとする。

6 報告等

- (1) 地域部会は、第2第1項に掲げる協議事項につき、次に掲げる措置をとることができるものとする。
 - ア 地域部会で具体的に協議した事項を、協議会に報告すること
 - イ 対応が困難な協議事項を、運営会議に報告すること
- (2) 運営会議は、第2第1項に掲げる協議事項につき、次に掲げる措置をとることができるものとする。
 - ア 運営会議で具体的に協議した事項を、協議会に報告すること
 - イ 対応が困難な協議事項を、協議会に報告すること
 - ウ 整理又は解決された協議事項を、協議会及び地域部会に情報提供すること
 - エ 協議事項が専門的である場合は、協議会に専門部会の設置を提言すること
 - オ 前号に掲げるもののほか、必要な措置をとること
- (3) 専門部会は、第2第3項に掲げる協議事項につき、次に掲げる措置をとることができるものとする。
 - ア 専門部会で具体的に協議した事項を、協議会に報告すること
 - イ 対応が困難な協議事項を、運営会議に報告すること

7 秘密の保持

地域部会等及び専門部会の委員は、地域部会等、専門部会及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。